

食品安全委員会（第 8 3 9 回会合）議事概要

日 時：令和 3 年 1 1 月 1 6 日（火） 1 4：0 0～1 4：3 8
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：山本委員長外 6 名
動画配信：行政機関 4 名、一般 1 3 名

（１）食品安全基本法第 2 4 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

・動物用医薬品 1 品目

鶏コクシジウム感染症（ブルネッティ・ネカトリックス）混合生ワクチン（日生研鶏コクシ弱毒 2 価生ワクチン（BN））

→農林水産省から説明

本件については、

鶏コクシジウム感染症（ブルネッティ・ネカトリックス）混合生ワクチン（日生研鶏コクシ弱毒 2 価生ワクチン（BN））については、その主剤である病原体による疾病として「鶏コクシジウム症」がある。

「鶏コクシジウム症」については、既に当委員会の食品健康影響評価において、「人獣共通感染症とはみなされていない」と評価しており、この評価に影響を与える新たな知見は得られていない。

また、本製剤の添加剤は、食品健康影響評価において、動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できる程度と考えられると評価した添加剤又は 1 用量中の含有量が所定の量を超えなければ人への健康影響は無視できる程度と評価した添加剤である。このため、本製剤の添加剤の使用方法及び用法・用量を既存の評価に照らして評価すると、本製剤の含有成分として摂取した場合の人への健康影響は無視できると考えられる。

したがって、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できると考えられることから、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められる。

との審議結果となり、リスク管理機関に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等 1 品目

DIDK-0176 株を利用して生産されたホスホリパーゼ

→厚生労働省から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

（２）ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループにおける 審議結果について

・「Ｌ－酒石酸カルシウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の

募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を「ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループ」に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）「アブシシン酸」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、
「アブシシン酸は、農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる。」
との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・農薬「エトフェンプロックス」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、
「エトフェンプロックスの許容一日摂取量(ADI)を0.031 mg/kg体重/日、急性参照用量(ARfD)を1 mg/kg体重と設定する。」
との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

(4) 令和4年度食品安全モニター募集について

→事務局から説明

令和4年度の食品安全モニターの募集手続を開始することとなった。

(5) その他

- ・旧農薬専門調査会で調査審議されていた農薬の取扱いについて

→事務局から説明

農薬「パラコート」については農薬第四専門調査会において、農薬「アラニカルブ」については農薬第五専門調査会において、それぞれ調査審議する農薬として指定し、当該専門調査会において審議することとなった。